

告示

埼玉県告示第八百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
上尾ふれあい眼科	名称	関口医院	上尾ふれあい眼科
おおたけ眼科 小手指医院	所在地	所沢市小手指町一―八―五食品館イトーヨーカドー二階	所沢市小手指町一―八―五ヨークフーズ小手指店二階
医療法人愛應会 騎西病院	名称	医療法人愛應会 騎西クリニック病院	医療法人愛應会 騎西病院
訪問看護ステーションさきたま	名称	きょうりつ訪問看護ステーション	訪問看護ステーションさきたま

二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
白 英祐	施術所 所在地	東京都足立区関原 二―三二―一一	東京都豊島区北大塚二―二七―一吉 松ビル三〇一

狩野 和幸		馬場 宏之	
施術所		施術所	
所在地	名称	所在地	名称
二〇 所沢市中新井三 A―一〇	マッサー ジ治療室 和幸堂	北葛飾郡杉戸町杉 戸四―一―一	まちの整骨院
三―三四―二七 東京都練馬区早宮	フレアス練馬区東施 術所	春日部市大倉四〇 六―一二 E I K A ビル―F	まちの整骨院南桜井